

平成24年10月26日

総務大臣
樽床伸二殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成24年9月4日付け諮問第3046号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方
<p>意見1 改正に賛成。携帯とPHSの番号ポータビリティも進めるべき。</p> <p>携帯電話番号（080、090）の不足に対応するため、携帯電話への070番号の開放は必須事項であり、そのための本関係規定の改正に賛成いたします。</p> <p>また、今後においては答申にも示されている通り、移動体通信市場の活性化につながるよう、携帯とPHS間における番号ポータビリティの実施、さらには携帯とPHSにおける番号（090、080、070）の垣根をなくすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（ソフトバンクBB株式会社） （ソフトバンクテレコム株式会社） （ソフトバンクモバイル株式会社）</p>	<p>考え方1</p> <p>本件省令案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティについては、本意見募集の対象外となりますが、現在、各事業者において調整等が進められているところであり、平成24年3月1日付情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」（以下「情通審答申」という。）に示されたとおり、最終的には利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないこと等が重要であると考えます。</p>
<p>意見2 携帯電話の番号確保は喫緊の課題であり、速やかに制度整備すべき。</p> <p>「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方答申（平成24年3月1日）」（以下、答申）においては平成26年度初頭には不足するとしておりますが、既に080番号では未指定の番号が平成24年7月末時点で残り約350万番号となり、080番号帯での新たな指定を受ける余地が殆どないため、携帯電話事業者における電話番号の確保は、喫緊の課題となっております。</p> <p>電話番号を電話利用目的で利用する場合は、各電話事業者のネットワークの改修等が必要となりますが、データ通信用の目的で利用する場合には、そのような事情が生じません。</p> <p>したがって、データ通信用での利用目的を考慮し、携帯電話番号の不足を招かないよう070番号を携帯電話へ指定できるように各社のネットワーク改修の完了を待たずに速やかに電気通信番号規則の一部を改正し、携帯電話事業者への指定ができる環境を整備すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（イー・アクセス株式会社）</p>	<p>考え方2</p> <p>本件省令案に賛成の御意見として承ります。</p>

<p>意見3 「070」では携帯か PHS か判別できないことから、「090」か「080」を桁増しすることが望ましい。</p>	<p>考え方3</p>
<p>「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）の電気通信番号規則にした場合、「070」の相手端末が携帯か PHS か判別ができないことから、購入機器情報を相手に聞く必要があり、個人情報保護の観点からも曖昧さを生み出す要因になると思われるので、固定電話で「03」や「06」で用いた手法と同じように、「090」か「080」の後を、8桁から9桁へ一斉に桁を増やす手法が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>情通審答申に示されたとおり、090及び080番号を桁増しすると、既に携帯電話を利用している全ての利用者が電話番号を変更することが必要となり、携帯電話が多く国民に普及している現状においては、ネットワーク改修に加え、多くの利用者の方々への周知に相当な費用や期間を要することから適当ではないと考えます。</p> <p>なお、本省令案においては、070番号における携帯電話とPHSとの識別性を070に続く4桁目の番号(070-C)により確保することとしており、具体的にはPHSはC=5及び6、携帯電話はC=1、2、3、4、7、8及び9としておりますが、利用者の方々にとって、その通話先がPHSか携帯電話かをよりわかりやすく識別できるよう、関係事業者に対し、更なる識別性確保のための措置及び周知を求めて参ります。</p>
<p>意見4 携帯電話とPHSは仕組みや料金が異なり、他の未使用番号を使うべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>070を携帯電話の番号として利用することに反対いたします。携帯電話とPHSではそもそもの出発点の違い、それを同じ番号で一括りにすることは利用者の混乱を引き起こす元となる、と思われるからです。070はこれまで通りPHS専用番号とし、現在使用のない060などの番号を携帯電話用として割り当てることを提案いたします。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>情通審答申に示されたとおり、携帯電話とPHSは、両サービスとも音声サービス、データ通信サービスを主要なサービスとしており、携帯電話のサービスの中心が高速・大容量のデータ通信サービスへと変わりつつあり、PHSは高音質な音声サービスを低料金で提供するサービスを中心としているものの、データ通信サービスも提供しており、基本的なサービスに特段の違いは認められないと考えます。</p> <p>また、料金を含めた携帯電話とPHSとの識別性の確保については、考え方3後段のとおり、070-Cにより識別可能であるとともに、070番号は、現在、携帯電話で使用している090、080番号との連続性がある点で、利用者から見た場合に、他の0A0番号と比較して識別性が働きやすいこと等も踏まえ、070番号を携帯電話に開放することは適当であると考えます。なお、利用者の方々にとって、その通話先がPHSか携帯電話かをよりわかりやすく識別できるよう、関係事業者に対し、更なる識別性確保のための措置及び周知を求めて参ります。</p>
<p>070の携帯電話への割り当てに反対します。PHSと携帯電話では料金体系が異なるので、大きな混乱の元になると思います。(たとえばPHSのウィルコムでは070番号同士無料の通話プランが主流ですが、改正されれば知らずに高額な請求となるケースが十分考えられます。)</p> <p>またPHSと携帯は通信の仕組みも異なるので、番号からでも識別できた方が良いでしょう。今後とも加入者が増えていく現状を踏まえ、現在利用者のいる070を使うのではなく、他の未使用の番号を先に使ってほしいと思います。宜しく願い致します。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>また、料金を含めた携帯電話とPHSとの識別性の確保については、考え方3後段のとおり、070-Cにより識別可能であるとともに、070番号は、現在、携帯電話で使用している090、080番号との連続性がある点で、利用者から見た場合に、他の0A0番号と比較して識別性が働きやすいこと等も踏まえ、070番号を携帯電話に開放することは適当であると考えます。なお、利用者の方々にとって、その通話先がPHSか携帯電話かをよりわかりやすく識別できるよう、関係事業者に対し、更なる識別性確保のための措置及び周知を求めて参ります。</p> <p>060番号については、FMCサービス※1を識別する番号とされているほか、残りの0A0未利用番号(030及び040)については、将来のM2Mサービス※2等需要増加に備え、確保することが適当であると考えます。</p> <p>※1 Fixed-Mobile Convergenceの略。利用者が自宅等から発着信する際は固定電話のネットワークを利用し、外出先では携帯電話のネットワークを利用するといっ</p>

	<p>た、複数のネットワークへ呼を振り分けるサービス。</p> <p>※2 Machine to Machineの略。人が介在せず、機械が相互に通信しあう通信形態。自動販売機やセンサーを搭載した計測機器などに通信モジュールが組み込まれて利用されている。今後は、ディスプレイを搭載した機器に映像や画像を表示させるなどの利用も見込まれる。</p>
<p>意見5 080、090 番号帯を携帯電話事業者が有効利用していないので反対。有効利用しても番号が不足する場合、020 などを使用すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>070 番号帯を携帯電話へ割り当てることについて。 以下の理由から反対します。</p> <p>解約された番号を早期に再利用していない。 休止扱いの番号を確認して再度利用する見込みがなければ解約扱いすることをしていない。 上記2点について 私が平成22年4月に退職し、元勤務先に返却して解約若しくは休止した回線の携帯電話番号が事業停止状態になって2年経った現在も使用されていないという実例がある。</p> <p>新規加入契約数の水増しに利用され実際に使用されていない回線が多数ある。 暴力団員等反社会勢力の契約拒否若しくは契約解除等の措置がされていない。 抱き合わせ商法の横行で本来必要な回線数よりも多く契約させられている。 上記3点について 実際に社会で必要とされているよりも多くの電話番号を事業者自ら浪費している。</p> <p>データ通信端末で間違い電話がかかってきても問題がない所に、解約による「傷物」の既存電話番号を再利用するなど携帯電話事業者の自助努力がされているとは言い難い。</p> <p>これらから 090・080 の番号帯を携帯電話事業者が有効利用していないといえるので、070 番号帯を携帯電話へ割り当てることに反対します。</p> <p>現在も元の用途で使われている 070 番号帯よりも、無線呼び出しに割</p>	<p>本年7月時点で総務省が携帯電話事業者に指定可能な番号は残り350万番号となっており、情通審答申に示されたとおり、少なくとも現在の番号需要（年間約700万番号。平成23年度は1,020万番号）を前提として、今後の携帯電話の需要に耐えうる番号容量を確保することが必要であると考えます。</p> <p>なお、各携帯電話事業者は、間違い電話を発生させるおそれがあること等から、利用者への不便、不利益が生じないように、解約された番号は一定の休止期間を設けた上で再利用しております。また、携帯電話事業者への指定済み080及び090番号に係る使用率をみると、23年度末76.4%と、前年度に対して1.5%上昇しており、携帯電話事業者においては番号の有効利用に努めております。</p> <p>また、020番号を利用している無線呼び出しサービスは音声サービスやデータ通信サービスが利用できないなど、携帯電話とは基本的なサービス内容が異なることなどから、020番号を携帯電話番号とすることは適当ではないと考えます。</p>

<p>り当てられその後ほとんど使われていない 020 番号帯などがまだ残されていてそちらの方が間違い電話の問題も発生する危険性が小さい。</p> <p>既存番号帯の有効利用をした上でそれでも電話番号が不足するのであればこちらを優先利用するべきである。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見6 ウィルコム現行サービスに支障をきたすおそれがあり、PHS と携帯電話とを誤認することからも、問題である。</p>	<p>考え方6</p>
<p>携帯電話の局番に「070」を使うのは、現行の通話サービス（新ウィルコム定額プランSなど）の維持に非常に重大な支障をきたす恐れがあるので、やめてほしい。</p> <p>もしソフトの改修に莫大な費用が掛かり、ウィルコム同士の無料通話が出来なくなった場合、経営再建中のウィルコムがソフトバンクから見放され事業停止という最悪の事態を招くこともありうる。</p> <p>また、局番からPHSからの発信と誤認して通話して、莫大な通話料を請求されるという事案も多発するのは必至なので、この点からも非常に問題である。</p> <p>(個人)</p>	<p>情通審答申及び同案に寄せられた意見に示されたとおり、携帯電話への070番号の開放について、ウィルコム及びソフトバンクから賛同頂いております。</p> <p>また、料金を含めた携帯電話とPHSとの識別性の確保については、考え方3後段のとおりであり、070-Cにより識別可能と考えますが、利用者の方々にとって、その通話先がPHSか携帯電話かをよりわかりやすく識別できるように、関係事業者に対し、更なる識別性確保のための措置及び周知を求めて参ります。</p>
<p>意見7 MNP後は携帯・PHS各社が070/080/090(C=0を除く)の全番号を利用でき、効果音等により事業者識別を図る。MNP前は、070(C=0,5,6を除く)を各携帯事業者に割り当てこととなるが、各事業者において、例えば070は非音声系に優先等するなどの努力を希望。</p>	<p>考え方7</p>
<p>●MNPを経る場合を含めると、(070-0/080-0/090-0を除く070/080/090)全番号を携帯・PHS各社が利用できるものとする。</p> <p>●「呼び出し中を知らせる音」に、アナウンスあるいは効果音を付ける等の工夫を凝らして通話発信者に事業者を識別できるように便宜を施さなければならない。</p> <p>ただし、非音声回線についてはこの限りではない。</p> <p>●MNPを経ずして利用者に電話番号を発行(いわゆる新規)する場合は、当局が割り当てした番号をあてがうこととする。</p> <p>●(070-0～、070-5～、070-6～を除く)070番号を、今後各社に割り当てることとした。</p> <p>ただし、070番号の電話番号を発行する際、各社それぞれにおいて一定の条件等を定める等工夫するよう努力を願う。</p> <p>(たとえば、いわゆる携帯電話の事業者は、070番号を非音声契約に優先あるいは特化して利用し、音声系は従来の080-、090-にとどめるよう</p>	<p>携帯電話については、固定電話に加入せず携帯電話のみを利用する若年層が増加しているなど、引き続き、音声系の利用を含め需要増加が見込まれていますが、総務省が携帯電話事業者に指定可能な080、090番号は本年7月時点で残り350万番号となっており、早急に携帯電話への070番号の開放を図ることが必要です。</p> <p>なお、各携帯電話事業者においては、総務省から指定済みの番号のうちまだ利用していない番号をある程度有していますが、間違い電話等利用者への不利益の回避等も考慮していく必要があるため、事業展開に当たって常に一定の未利用番号は予備として必要であり、音声系、非音声系の利用を問わず、電話番号数の早急な拡大を必要としているところです。</p> <p>今後、M2Mサービスについては、大きければ10億程度との需要予測もあり、御指摘のような非音声専用番号帯の確保を含めた対応策については、今後の検討課題と考えております。</p>

にする、など。)

【説明用簡略図】

音声・非音声全てを含むパーソナル通信機器の電話番号

No. -070-0~

No. -080-0~

No. -090-0~

No. -070-

No. -080-

No. -090-

No. -070-5~

No. -070-6~

PHS 事業者

携帯・自動車電話事業者

No. -070-1~

No. -070-2~

No. -070-3~

No. -070-4~

No. -070-7~

No. -070-8~

No. -070-9~

A社
D社
E社
S社
U社

ほか、後続各社

(個人)